

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

建物更生共済の相続税評価

Q：父は、地元の農業協同組合との間で、父所有の店舗の共済を目的とする建物更生共済に加入し、掛金を負担していましたが、先月亡くなりました。

この建物更生共済は、相続税の計算上どのように取り扱うのでしょうか。

A：相続開始時の解約返戻金相当額が、相続財産となります。

【解説】

建物更生共済等の損害保険契約に係る権利については、相続税法上、特別の定めがありません。

しかし、契約者が共済契約による掛金を負担している場合には、その契約に関する権利はその建物等を相続等により取得した者に承継されることとなります。

したがって、契約者が共済契約による掛金を負担している場合には、その契約に関する権利は相続人等が相続等により取得する本来の財産として相続税の課税対象になります。また、その評価額は、相続開始時の解約返戻金相当額で差し支えないものと思われます。

なお、建物所有者が被相続人以外の者で、被相続人が掛金を負担していた場合には、約款に受取人についての特記事項がない限り、契約者が共済掛金を支払った都度その利益は、建物所有者に帰属しているものと考えられること、また、生命保険契約に関する権利のように相続税法上みなす規定の定めがありませんから、掛金を負担していた者が死亡しても相続税の課税対象にはなりません。

